

子ども・子育て支援新制度をすべての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書

2012年8月、社会保障・税一体改革として公布された子ども・子育て関連三法を受けて、子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）の施行に向けた議論がすすめられている。保育の基準等について、現行水準の切り下げにつながるような新たな提案もされているが、いまだに全体像が明らかにされているとはいえない。加えて「待機児童解消加速化プラン」により、新制度を前倒しした施策も示されている。

国は最短で2015年4月から新制度を施行するとして、制度の実施主体である市町村に対しても施行準備をすすめるよう求めているが、保育関係者だけでなく多くの自治体からも不安の声があがっている。現行制度の大きな転換となる新制度の導入については、当事者、関係者、自治体からの意見聴取をふまえた十分な議論と、不安や疑問を払拭したうえでの周知徹底が必要である。このまま新制度を実施すれば、保育の現場に大きな混乱が引き起こされることは必至であり、将来に禍根を残すことになりかねない。

いま、多くの国民が求めているのは全体像が明らかにされていない新制度を性急に導入することではなく、都市部における待機児童の解消や過疎地における保育の場の確保であり、被災地の保育所の復旧・整備である。こうした緊急課題の解決をはかったうえで、幼い子どもの命にかかわる制度の変更については、子どもの権利保障の観点から十分に配慮したうえで検討をすすめることが必要と考える。

よって国及び国会におかれては、子どもの権利を最優先に、地方自治体の実情を踏まえたうえで、国と地方自治体の責任のもとに保育制度の拡充を図られるよう、以下の事項について強く要望する。

1. 子ども・子育て支援新制度の導入にあたっては新制度の実施主体である自治体及び保育関係者、国民への説明を尽くし、その意見をふまえたうえで国として十分な議論を行い、性急な実施はさけること。
2. 新制度の設計にあたっては、すべての子どもに平等に保育を保障する観点から、小規模保育事業における保育士定数や安全基準の緩和、幼保連携型認定こども園における公定価格の差別化をせず、公的責任のあり方、認定のしくみ、子どもの保育時間などについても格差を生じさせないこと。
3. 児童福祉法２４条１項の保育所における自治体の保育実施責任は現行どおりであることを確認し、保育所の基準や運営費等については新制度においても後退させず、政省令に反映させること。
4. 新制度の実施にあたっては、制度の実施主体である市町村が地域のニーズに基づき、これまでの水準を低下させずに総合的な施策を展開できるよう、財源を確保すること。
5. 待機児童対策を先送りせず、保育の実施に責任を持つ市町村が計画的に保育所整備をすすめられるよう、国として国有地などの活用や財政措置の拡充などの対策を行うこと。安心こども基金については必要な財源を確保したうえで継続し、対象事業の拡充をはかること。
6. 児童福祉施設最低基準を改善し、保育料引き下げなど保護者負担の軽減、職員処遇改善のための仕組みの導入をはかること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２５年１２月２０日

大阪府阪南市議会